

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が犯罪者となる冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しもが認めることでありながら後を絶ちません。

2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉事件、そして2019年の松橋事件に至るまで、無期懲役を主とした重罰事件の再審無罪が続きました。さらに、2023年3月には、事件発生以来58年もの歳月を有した袴田事件に再審開始決定が出され、検察が抗告を断念し再審公判が確定しました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪になる過程では、いくつもの障壁がありました。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。再審請求では、無罪を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められますが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察のもとにあり、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が開示されないまま、再審請求が却下される事例があります。無罪となった再審事件では、「新証拠」の多くが、実は起訴当初から検察が持っていたものであり、検察が無罪証拠を尊重していたら、冤罪は生まれなかったはずです。

通常の刑事裁判では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が法制化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることになり、法の下での平等の原則も損なわれています。なお、この証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討をおこなう」としており、政府にはこれを踏まえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さんは、2017年に第三次再審請求で再審開始決定が下されたものの、検察の即時抗告や特別抗告により、2019年に再審開始決定が取り消され、再審公判への道が閉ざされています。また、2023年3月に再審開始が認められた袴田事件は、第二次再審請求が認められた2014年から検察の即時抗告により9年の歳月が経過した今年、ようやく再審開始決定が確定しました。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年第一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で獄死しました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、再審開始決定への不服申し立てに対し法的な制限を加える必要があることは明確です。なお、現行の刑事訴訟法における再審規定の起源である職権主義のドイツなどは、既に50年以上も前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

よって、国におかれましては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「刑

事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を進め、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

#### 記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月19日